

§ マイナンバー法に係る自治体の今後の対応について §

【経 過】

平成 25 年 5 月 24 日	社会保障・税の共通番号（マイナンバー）法可決 （平成 25 年 5 月 31 日付け官報・公布）
平成 26 年 10 月	市町村等によるマイナンバー条例の制定
平成 27 年 10 月	市町村による個人番号の通知（通知カードの送付） 個人番号の住民票の住民票への記載開始
平成 27 年 12 月	住基カードの交付終了
平成 28 年 1 月	個人番号の利用開始（本人確認義務の開始） 個人番号カードの交付開始
平成 28 年 1 月	住基ネットによる本人確認情報の提供開始 情報提供ネットワークシステムの国の機関からの 運用開始 マイ・ポータル [※] の運用開始
平成 28 年 7 月	情報提供ネットワークシステムとマイ・ポータルに 地方公共団体も参加

【対象事務】

市町村事務：27 事務を想定

庁外との連携にマイナンバーを利用可能な事務は 115 事務が規定)

⇒ 住民基本台帳をはじめとする住民情報を扱う市町村が情報提供者となる
事務は 92 事務に及ぶ。

【自治体対応】

個人情報保護条例などの関連条例改正等整備

マイナンバー制度対応のための事務プロセスや各種業務システムの見直し
（改修対象となるシステム規模が大きい）